総合評価落札方式の実施方針

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」に従い、公共工事の品質確保の促進を図るため、徳島県が発注する建設工事（以下「工事」という。）における建設企業の技術力等と入札価格とを総合的に評価する総合評価落札方式の実施方針を次のとおり定める。

１　対象工事

総合評価落札方式は、原則として、設計金額が３千万円以上の工事を対象とする。

また、設計金額が１千万円以上３千万円未満の一部工事において試行する。

２　型式選定

総合評価落札方式は、対象工事の規模及び技術的な特性に応じて、次に掲げるいずれかの型式を選定する。

（１）施工能力審査型

施工能力審査型は、原則[※注１,２]設計金額が７千万円未満の技術的な工夫の余地が小さい工事において、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を求める場合に適用し、工事成績等に基づいて評価される技術力等と入札価格により総合評価を行う。

＜技術者育成型＞

担い手となる若手技術者等の配置を促すことを目的に、一部工事において試行する。

＜チャレンジ型＞

受注実績の少ない企業の参入を促すことを目的に、建築一式工事、電気工事、管工事及び解体工事の一部工事において試行する。

＜企業育成型＞

企業育成の観点から、一部工事において試行する。

（２）簡易型

簡易型は、設計金額が５億円未満の技術的な工夫の余地が小さい工事において、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を求める場合に適用し、簡易な施工計画、同種工事の実績、工事成績等に基づいて評価される技術力等と入札価格により総合評価を行う。

なお、簡易型は、簡易型Ａと簡易型Ｂとに型式を細分化し、簡易型Ａを選定した場合には、設計金額を２億円未満とする。

（３）標準型

標準型は、技術的な工夫の余地が大きい工事において、発注者が示す標準的な仕様（標準案）に対し、環境の維持、交通の確保、安全対策、工期の短縮等社会的要請の高い特定の技術的課題について、施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用する。

なお、技術提案は、標準案に基づき算定した予定価格の範囲内で提案される施工上の工夫等を対象とし、この技術提案等に基づいて評価される技術力等と入札価格により総合評価を行う。

（４）高度技術提案型

高度技術提案型は、技術的な工夫の余地が大きい工事において、コスト縮減、工事目的物の性能・機能の向上、工期短縮等社会的要請の高い特定の技術的課題について、構造上の工夫、特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用する。

なお、設計金額は、技術提案を基に作成することを基本とし、高度な技術提案等に基づいて評価される技術力等と入札価格により総合評価を行う。

総合評価落札方式の型式別適用イメージ図<当面の運用含>

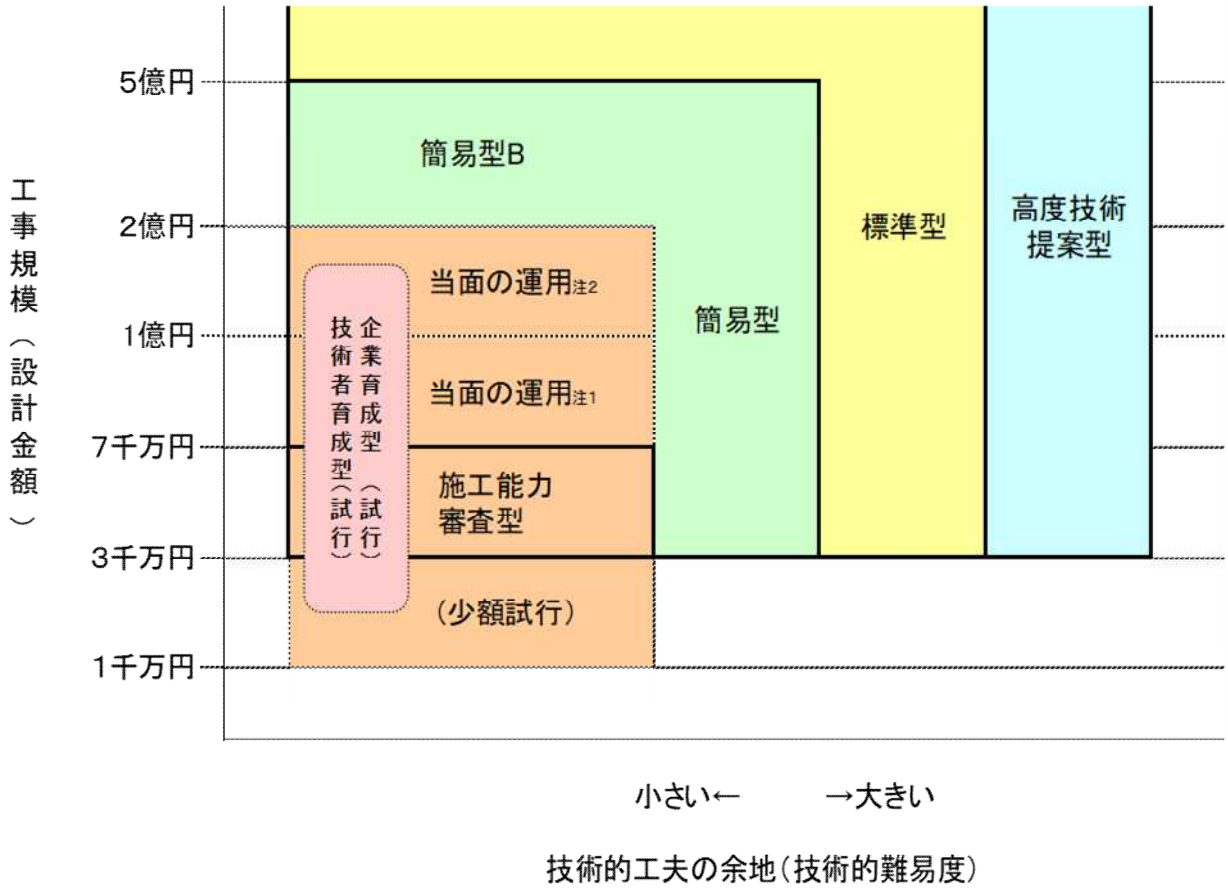

※注１：「総合評価落札方式における大型補正予算等の円滑な執行のための当面の運用について」により、平成 25 年 3 月 1 日以降に公告する工事において、施工能力審査型の適用範囲の上限を、当分の間、設計金額７千万円から１億円に変更することができることとしている。

※注２：「総合評価落札方式における県土強靱化予算等の迅速かつ円滑な執行のための当面の運用について」により、令和 3 年 5 月 1 日以降に公告する工事において、施工能力審査型の適用範囲の上限を、当分の間、設計金額１億円から２億円に変更することができることとしている。

※注３：チャレンジ型は、設計金額が 3,000 万円以上 4,000 万円未満の建築一式工事、4,000 万円以上 4,500 万円未満の電気工事、3,000 万円以上 3,500 万円未満の管工事、3,000 万円以上 5,000 万円未満の解体工事の一部工事で試行する。

３　評価項目及び評価基準

建設企業の技術力等を評価する項目は、選定する型式ごとに次のとおりとし、評価項目ごとに設定する評価の基準は、別紙１に記載するとおりとする。ただし、高度技術提案型については、個別工事ごとに定めるものとする。

また、より良い総合評価落札方式とするため、試行的に本実施方針に記載の無い新たな評価項目を設定し、実施できるものとする。

なお、評価項目のうち営業拠点の有無については、工事の内容に応じて適宜設定し、技術提案及び簡易な施工計画（以下「技術提案等」という。）については、工事の施工条件、環境条件等から工事ごとに施工上の技術的課題等を踏まえて設定する。

（１）施工能力審査型

〇評価項目

①企業の施工能力【工事成績、建設業ＢＣＰ、登録基幹技能者、表彰、ＩＳＯ等、生産性向上の取組、手持ち工事数】

②配置予定技術者【保有資格、ＣＰＤ、工事成績（技術者加算）、表彰】

③地 域 貢 献 度【地域防災力、県内企業活用】

④地 域 精 通 度【営業拠点の有無】

（２）簡易型

〇評価項目

①簡易な施工計画【品質管理、工程管理、配慮事項、課題対応、コスト縮減】

②企業の施工能力【同種工事の施工実績、工事成績、表彰、建設業ＢＣＰ、登録基幹技能者、ＩＳＯ等、生産性向上の取組、手持ち工事数】

③配置予定技術者【保有資格、ＣＰＤ、同種工事の施工経験、工事成績、表彰】

④地 域 貢 献 度【地域防災力、県内企業活用】

⑤地 域 精 通 度【営業拠点の有無】

（３）標準型

〇技術提案項目

①総合的なコストの縮減に関する技術提案

②工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案

③社会的要請への対応に関する技術提案

〇評価項目

①技 術 提 案【総合的なコスト、工事目的物の性能等、社会的要請への対応】

②簡易な施工計画【品質管理、工程管理、配慮事項、課題対応、コスト縮減】

③企業の施工能力【同種工事の施工実績、工事成績、表彰、建設業ＢＣＰ、登録基幹技能者、ＩＳＯ等、生産性向上の取組、手持ち工事数】

④配置予定技術者【ＣＰＤ、同種工事の施工経験、工事成績、表彰】

⑤地 域 貢 献 度【地域防災力、県内企業活用】

⑥地 域 精 通 度【営業拠点の有無】

（４）高度技術提案型

〇技術提案項目

①総合的なコストの縮減に関する技術提案

②工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案

③社会的要請への対応に関する技術提案

〇評価項目

①技 術 提 案【総合的なコスト、工事目的物の性能等、社会的要請への対応】

②簡易な施工計画【品質管理、工程管理、配慮事項、課題対応、コスト縮減】

③企業の施工能力【同種工事の施工実績、工事成績、建設業ＢＣＰ、登録基幹技能者、ＩＳＯ等、生産性向上の取組、手持ち工事数】

④配置予定技術者【ＣＰＤ、同種工事の施工経験、工事成績】

⑤地 域 貢 献 度【地域防災力、県内企業活用】

⑥**地 域 精 通 度**【営業拠点の有無】

４　総合評価及び落札者決定の方法

総合評価の方法は、次の方法（除算方式）により建設業者の技術力等と入札価格とを点数化して算出される「評価値」をもって行う。

なお、予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち有効な入札を行った者が１者の場合（以下「有効な入札を行った者が１者の場合」という。）には、評価値の算出を省略できる。

また、落札者決定の方法は、入札に必要となる参加資格要件を満たし、かつ、得られた「評価値」が最も高い者を落札者とする。ただし、有効な入札を行った者が１者の場合において評価値の算出を省略したとき（以下「評価値の算出を省略したとき」という。）は、入札に必要となる参加資格要件を満たす者を落札者とする。

○評価値の算出方法（除算方式）

評価値＝（基 礎 点＋加算点）÷入札価格

＝（１００点＋加算点）÷入札価格

※ 基礎点は、入札に必要となる参加資格要件を満足する場合に１００点とする。

※ 加算点は、各評価基準に基づき得られた得点の合計を配点の合計で除し、型式ごとに設定された加算点の満点を乗じ、小数第１位（小数第２位四捨五入）止めとする。

※ 評価値は、小数第３位（小数第４位四捨五入）止めとする。

※ 入札価格は、億円単位とし、小数第５位（小数第６位切上げ）止めとする。

５　加算点の満点

各型式における加算点の満点は、次のとおりとする。

（１）施工能力審査型は、１５点とする。ただし、３千万円未満の試行工事については、１０点とする。

（２）簡易型Ａは、２０点とする。

（３）簡易型Ｂ及び標準型は、３０点とする。

（４）高度技術提案型は、原則５０点以上とする。

施工能力審査型

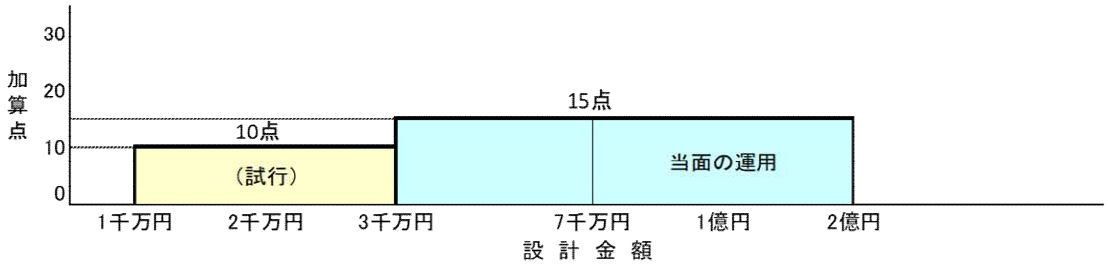

簡易型･標準型

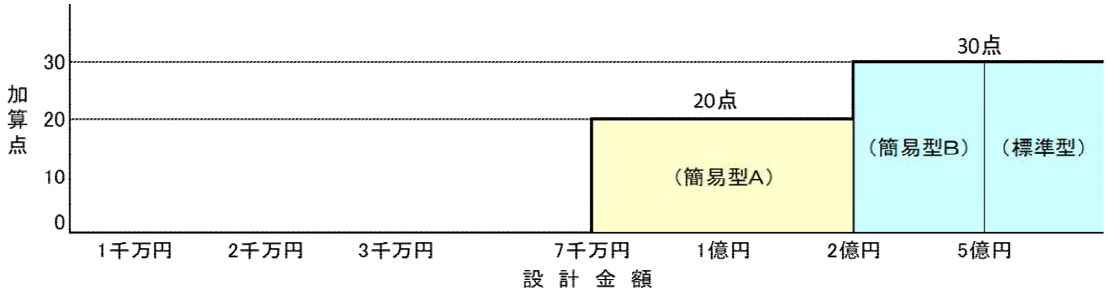

６　学識経験者の意見聴取

総合評価落札方式による入札を行おうとするときは、落札者決定基準について、あらかじめ、２名以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。また、当該意見聴取において、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、その際に改めて意見を聴かなければならない。

〇意見聴取の方法

意見聴取は、個別工事ごとに入札を公告するまでに行う。ただし、施工能力審査型等において、評価基準等が同一の工事の場合には、代表工事の意見を聴くことにより､複数工事の意見を一括して聴くことができるものとする。

７　技術提案等の審査

技術提案等の審査は、各発注部局が設置したＶＥ審査会で行う。ただし、標準型及び高度技術提案型において、特に専門的知識が必要となる場合には、別途、専門家等から意見を聴くことができるものとする。

８　技術提案の改善

高度技術提案型は、技術提案の内容の一部を改善することで、より優れた技術提案となる場合及び一部の不備を解決できる場合には、提案者に当該技術提案の改善を求め、改善を提案する機会を与えることができるものとする。

また、技術提案の実現性、安全性等を確認するための資料が不足している場合には、追加資料の提出を求めることができるものとする。

９　設計金額の作成

高度技術提案型は、積算基準類にない新技術、特殊な施工方法等が提案された場合には、提案者からの技術提案を基に設計金額を作成することができるものとする。

なお、設計金額を作成するときは、最も優れた技術提案を採用できるように作成することを基本とし、その作成方法の適切性について、学識経験者、専門家等の意見を聴くものとする。

〇意見聴取の方法

意見聴取は、技術対話後かつ入札前（設計金額の作成時）に行う。

１０　評価結果の履行確保

（１）技術提案等の履行確保

簡易型、標準型及び高度技術提案型は、入札時に提出した技術提案又は施工計画の記述内容と同等以上の施工ができなかった場合には、次の方法により算出される工事成績減点値を工事成績評定点から減点する。

また、標準型及び高度技術提案型は、入札時に提出した技術提案の提案値（定量的な評価項目の場合）が満足できなかった場合には、工事成績評定点の減点に加え、次の方法により契約金額を減額する。

なお、評価値の算出を省略したときは、入札時に提出した技術提案又は施工計画の記述内容と同等以上の施工を求めるが、工事成績評定点の減点及び契約金額の減額対象から除外する。

〇工事成績の減点方法

工事成績減点値＝（Ａ－Ｂ）／Ａ×１３点

Ａ：入札時の技術提案又は施工計画に対する得点の合計

Ｂ：施工後の技術提案又は施工計画の実績に相当する得点の合計

※ 工事成績減点値は、小数第１位（小数第２位四捨五入）止めとする。

※ 技術提案等に対する履行状況が特に悪質と認められる場合には、入札参加確認資料等に虚偽の記載をしたもの、又は契約違反をしたものとして、「徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱」に基づき措置する。

〇契約金額の減額方法

契約金額の減額金額＝Ｃ－Ｃ×（（１００＋Ｅ）／（１００＋Ｄ））

Ｃ：当初の請負代金額

Ｄ：入札時の提案値に対する加算点の合計

Ｅ：施工後の実績値に相当する加算点の合計

（２）配置予定技術者の履行確保

配置予定技術者を工事途中で交代させたことにより配置予定技術者に関する評価項目の得点合計が、入札時より低くなる場合には、次の方法により算出される工事成績減点値を工事成績評定点から減点する。ただし、評価値の算出を省略したときは、工事成績評定点の減点対象から除外する。

〇工事成績の減点方法

工事成績減点値＝（Ａ－Ｂ）／Ａ×１３点

Ａ：入札時の配置予定技術者に対する得点の合計

Ｂ：交代した技術者に対する得点の合計（落札決定時での評価）

（３）登録基幹技能者活用の履行確保

登録基幹技能者の活用を履行しなかった場合には、登録基幹技能者の評価項目に関する得点を工事成績評定点から減点する。

（４）生産性向上に資する取組の履行確保

ＩＣＴ活用を履行しなかった場合には、生産性向上の取組の評価項目に関する得点の合計を工事成績評定点から減点する。

（５）県内企業活用の履行確保

県内企業の活用計画を履行しなかった場合には、県内企業活用の評価項目に関する得点の合計を工事成績評定点から減点する。

１１　低価格入札に対する減点措置

（１）減点措置の対象となる者

徳島県低入札価格調査制度を適用する総合評価落札方式による入札において、減点措置の対象となる者は、次のとおりとする。ただし、特別な理由が認められる場合を除くものとし、特別な理由とは、新技術の導入による大幅なコスト低減等の場合とする。

① 低入札価格調査基準価格を下回った価格で応札（以下「低価格応札」という。）した者

② 低入札価格調査基準価格を下回った価格で落札（以下「低入札」という。）した者

（２）減点措置の対象となる入札

減点措置の対象となる入札は、各発注部局が定めるものとし、減点措置を行う場合には、入札公告等に明記する。

なお、低価格応札した者に対する減点は、当該入札に限る。

（３）低入札に対する減点措置の対象となる期間及び部局

減点措置の対象となる期間は、落札決定日の翌日から契約締結日までの期間に当該工事における契約工期又は標準工事日数を加えて設定し、期間の上限を落札決定日の翌日から契約締結日の前日までの期間に、契約締結日から起算して１年を加えた期間とする。

なお、落札決定日の翌日から契約締結日の前日までの期間は、当該低入札工事の発注機関においてのみ、「減点措置の対象となる入札」として取り扱うものとし、契約締結日から減点措置の期日までの期間は、全ての発注機関において「減点措置の対象となる入札」として取り扱う。

また、減点措置の期間内に工事しゅん工承認を通知した場合は、減点措置の期間を工事しゅん工承認の通知日までとする。

（４）減点措置の方法

低価格入札に対する減点措置の方法は、次のとおりとする。

なお、同時に①と②の減点措置の対象となる場合は、合計した点数を減点する。

① 低価格応札した者に対する減点措置の方法は、当該入札に係る加算点を算出するに際して、得点を２０点減点するものとする。

② 低入札に対する減点措置の方法は、入札公告に記載された開札日において、減点措置の対象となる者の加算点を算出するに際して、低入札１回ごとに得点を２０点減点するものとし、減点は累積するものとする。

１２　表彰に関する評価の取扱い

（１）評価の対象となる者

評価の対象となる者は、入札公告日の前年度において、県土整備部又は農林水産部で行われた次の表彰制度の被表彰者とする。

① 優良工事表彰

② 優良下請工事表彰

③ 優良建設技術者表彰

（２）評価の対象となる入札

評価の対象となる入札は、優良工事表彰、優良下請工事表彰又は優良建設

技術者表彰を受賞した工事を発注した部が発注する工事であり、建設工事の種類が同じものに限るものとする。ただし、特定建設工事共同企業体（以下「ＪＶ工事」という。）での共同施工方式により発注する工事においては、評価の対象としないものとする。

（３）評価の方法

評価の方法は、対象となる者の加算点を算出するに際して、次のとおり得点を加点するものとする。ただし、その得点は配点の合計に含めないものとし、加点後の得点が配点の合計を超えないものとする。

〇企業の施工能力

① 優良工事表彰（知事賞：５点、部長賞：２点）

② 優良下請工事表彰（部長賞：２点）

※ ＪＶ工事における被表彰者については、加算点を出資比率に応じて構成企業に按分するものとする。ただし、按分により小数部分がある場合には、小数第１位を四捨五入するものとする。

※ 評価は、いずれか一つの表彰に限る。

〇配置予定技術者の施工能力

優良建設技術者表彰（知事賞：３点、部長賞：１点）

※ 受賞技術者を配置予定技術者として申請する場合に限る。

１３　情報公開の方法

入札及び契約の過程の透明性並びに競争の公正性を確保するため、入札参加者の評価に関する基準、落札者の決定方法等については、入札公告時の総合評価に関する事項等において明らかにする。

また、総合評価落札方式における落札結果、技術力評価の結果等については、落札者決定後速やかに徳島県入札情報サービスにおいて公表する。

附　則

（施行期日）

本実施方針は、平成１９年５月１日から施行する。
本実施方針は、平成２０年５月１日から施行する。
本実施方針は、平成２１年５月１日から施行する。
本実施方針は、平成２１年 11 月１日から施行する。
本実施方針は、平成２２年５月１日から施行する。
本実施方針は、平成２３年６月１日から施行する。
本実施方針は、平成２４年５月１日から施行する。
本実施方針は、平成２５年５月１日から施行する。
本実施方針は、平成２６年５月１日から施行する。
本実施方針は、平成２６年８月１日から施行する。
本実施方針は、平成２７年５月１日から施行する。
本実施方針は、平成２８年５月１日から施行する。
本実施方針は、平成２９年５月１日から施行する。
本実施方針は、平成３０年５月１日から施行する。
本実施方針は、平成３１年４月１日から施行する。
本実施方針は、平成３１年５月１日から施行する。
本実施方針は、令和２年５月１日から施行する。
本実施方針は、令和３年２月１日から施行する。
本実施方針は、令和３年５月１日から施行する。

本実施方針は、令和４年５月１日から施行する。
本実施方針は、令和５年５月１日から施行する。
本実施方針は、令和６年４月１日から施行する。
本実施方針は、令和６年５月１日から施行する。
本実施方針は、令和７年５月１日から施行する。
本実施方針は、令和７年１０月１日から施行する。